

立川市道路反射鏡設置基準

まちづくり部道路課

1. はじめに

本基準は、立川市が道路管理者として、道路反射鏡を設置する場合に適用するものです。

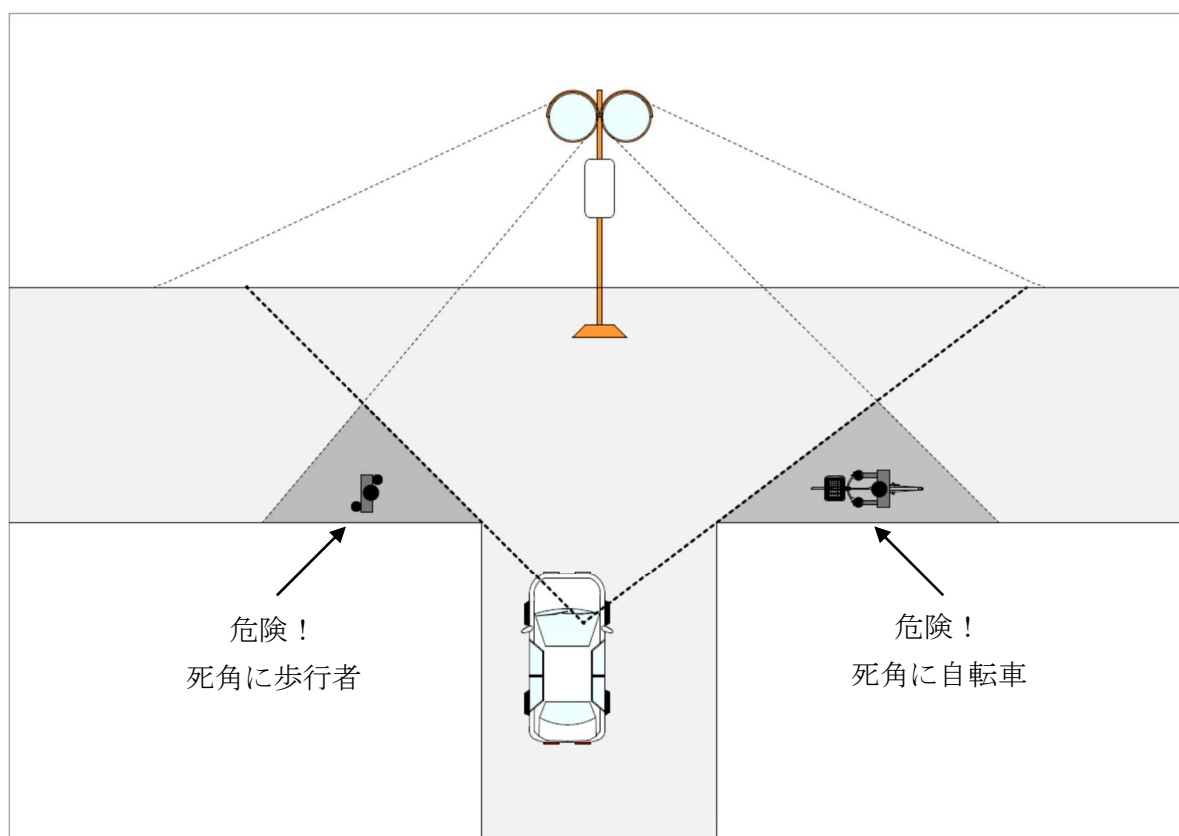
道路反射鏡は、建物や壁等が原因で見通しの悪い交差点・カーブにおいて、**自動車の直接目視確認が困難な場合に、自動車同士の衝突防止を目的として設置する**もので、これまでは市民の要望に応じて新設を進めてきました。しかし近年、道路反射鏡だけを注視することにより、本来実施すべき目視での安全確認を怠り、一時停止や徐行をしない等の交通ルールを無視して交差点に進入する事が原因により、重大な事故につながるケースが増えていることから、現在は道路反射鏡の新設については、現地調査を行い慎重に判断して設置を行っている状況です。現状を踏まえて、この度立川市では「道路反射鏡の設置基準」を定めることといたしました。

道路反射鏡はあくまで安全確認の「補助施設」であり、安全確認は運転者自身の左右の直接目視によることが原則です。

2. 道路反射鏡の特性について

道路反射鏡には次のようないくつかの性質があり、この性質を理解しておかないと自動車の運転者は安全に道路反射鏡を利用することができず、道路反射鏡付近を通行している歩行者・自転車にとって、かえって危険になります。

- (1) 道路反射鏡は全てを見通せるわけではなく、必ず見えない部分（死角）がある。そのため、死角から出てくる歩行者・自転車等の発見が遅れることがある（死角の解説図参照）
- (2) 道路反射鏡を見ることで、接近車の有無を遠方から確認することができる。ところが、接近車がないことを確認した直後に、通過速度の上昇や一時停止違反等を招きやすくなり、死角から出てきた歩行者・自転車等との接触事故の危険性がかえって高まる。
- (3) 道路反射鏡に映る車は小さくかつ遠くにいるように見える。そのため、実際に走っている車の速度感・距離感がつかみづらい。
- (4) 道路反射鏡には、あらゆる物体の左右が反転して映る。そのため、歩行者・自転車等の位置関係が逆に映って見えてしまい、混乱を招きやすくなる。（例：実際に車の手前側を歩いている人は、ミラーには奥側を歩いているように映って見えてしまう。）



↑ 死角の解説図

3. 道路反射鏡の設置対象道路について

道路反射鏡の設置対象道路は、次のいずれかに設置するものとする。

- (1) 市道
- (2) 都道（市道と交差する場合）

4. 道路反射鏡の設置について

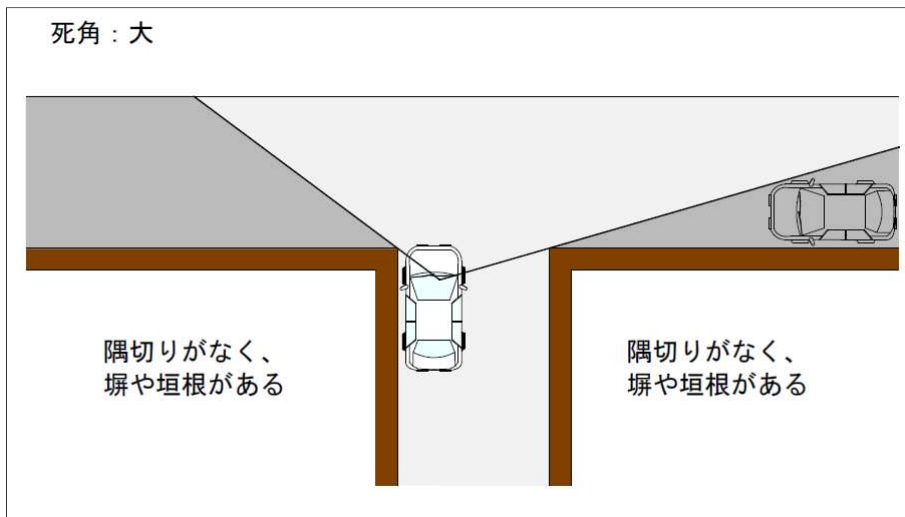
道路反射鏡には、前頁の「2. 道路反射鏡の特性について」の中で記載されている特性があるため、基本的には自治会等から要望があった場合、担当課で現地を調査し、直接目視での安全確認が困難な場所であることを確認した上で設置を検討しています。そのため、直接目視での安全確認が可能な箇所については、設置のご要望に沿えないことがあります。

なお、設置できないと判断した場合、運転者への注意を促す代替案として、十字等の交差点マーク・白線・文字記号の路面標示やカラー塗装等を提案させていただく場合があります。路面標示等を設置することにより、運転者が危険な箇所や交差点があることを視覚的に認識し、慎重な運転を行うことによって、事故を減らす効果が見込めます。

道路反射鏡の新規設置に関して、原則として次のような基準の例により判断しています。

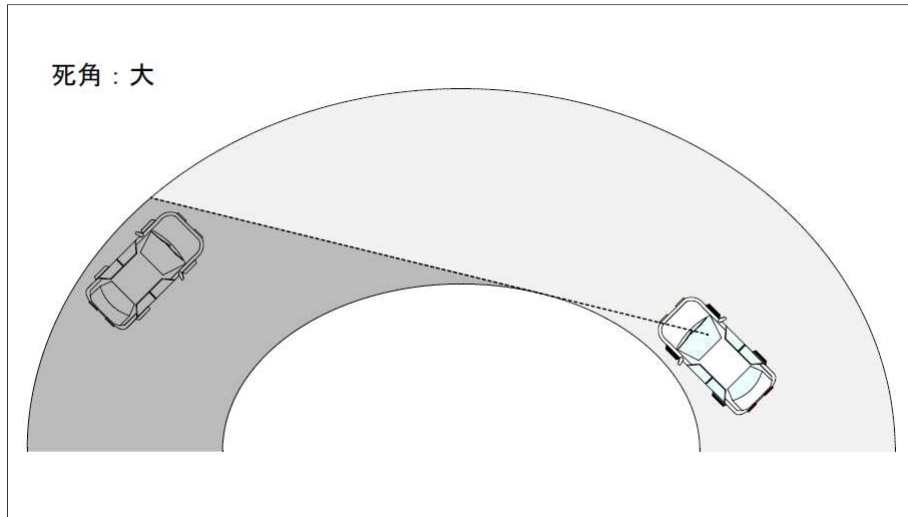
(1) 設置できると判断する場合

- ① 信号機のない交差点部分において道路幅員が狭く、民地内の塀や垣根等により、見通しが確保できない場合

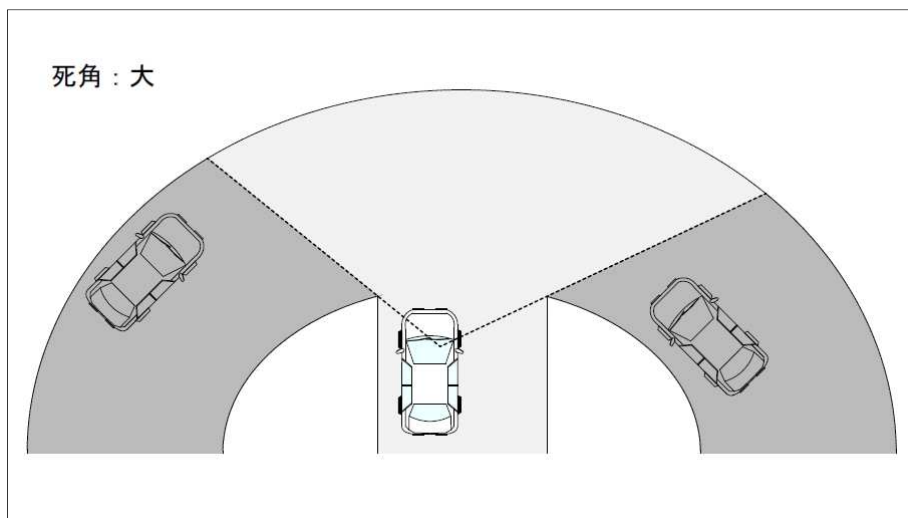


- ② 急カーブしており、見通しが確保できない場合
(※中央線がある場合を除く)

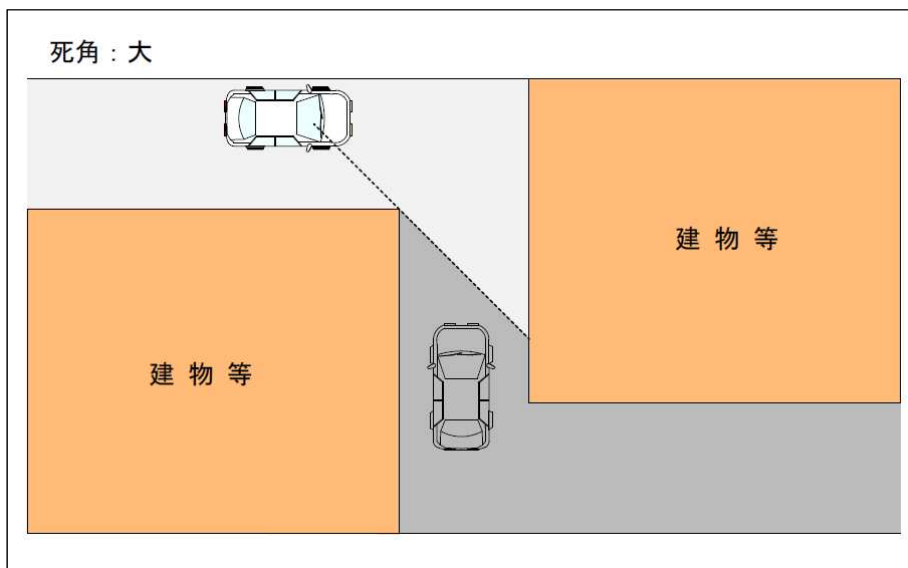
※道路中心線の交差角 90°未満



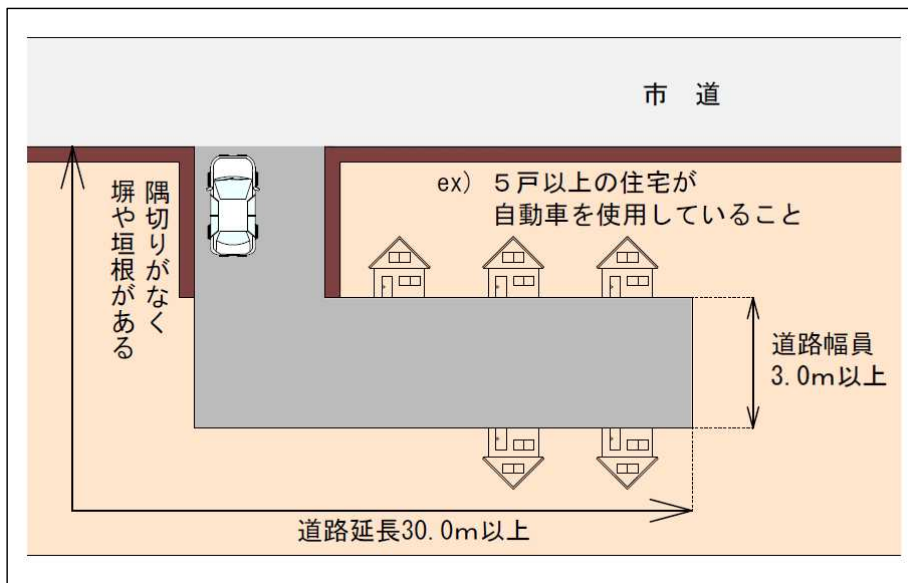
- ③ 内側に大きくカーブしており、見通しが確保できない交差点の場合



④ 屈折部で、見通しが確保できない場合



⑤ 公共性が高く、公衆用道路として担保された行き止まり道路または通り抜け道路で、以下の条件を満たす場合

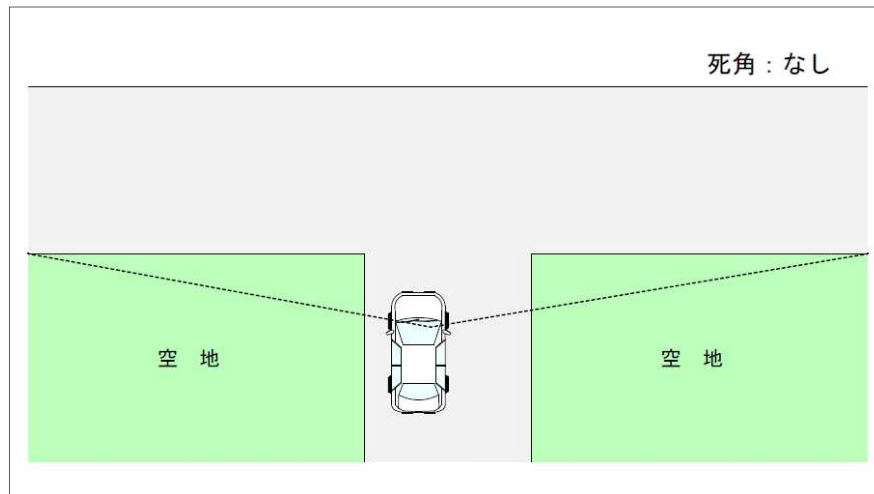


⑥ その他交通管理者との協議等で、道路反射鏡以外に交通安全を図れる手段が無いと判断された場合

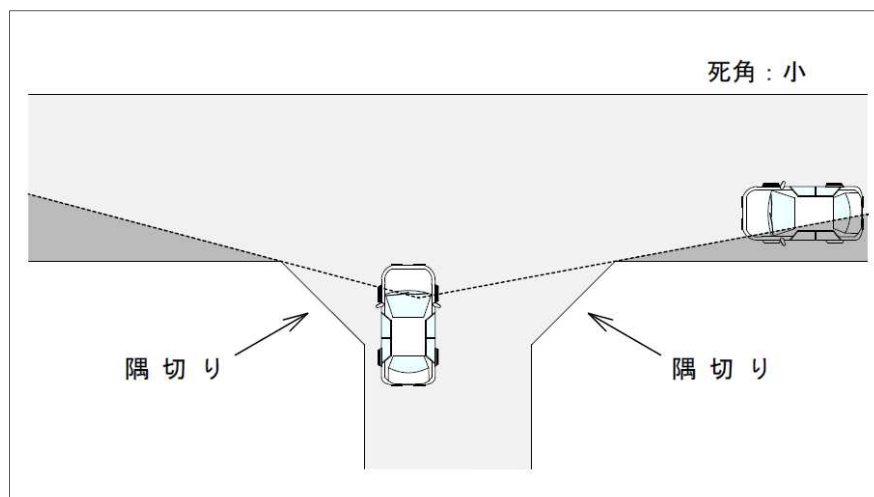
(2) 設置できないと判断する場合

(法令等【道路交通法第42条】※1に定められた通行を行えば危険を回避できる場合)

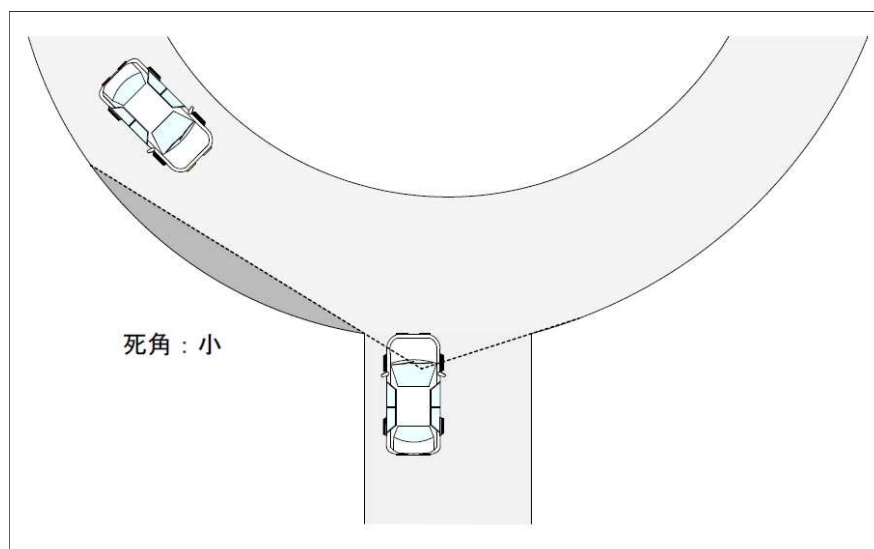
① 空地等の土地利用形態により、見通しが確保されている場合



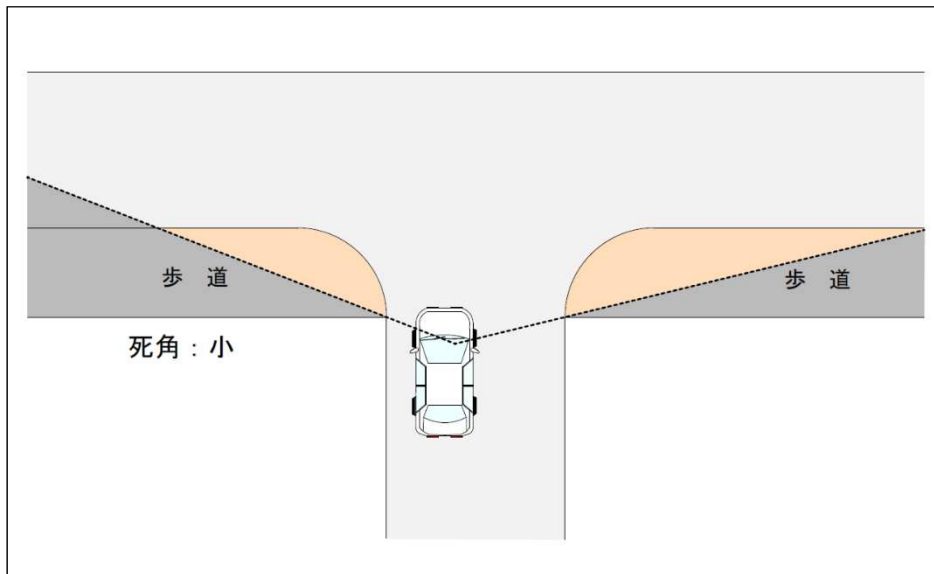
② 隅切りが3m以上あり、見通しが確保されている場合



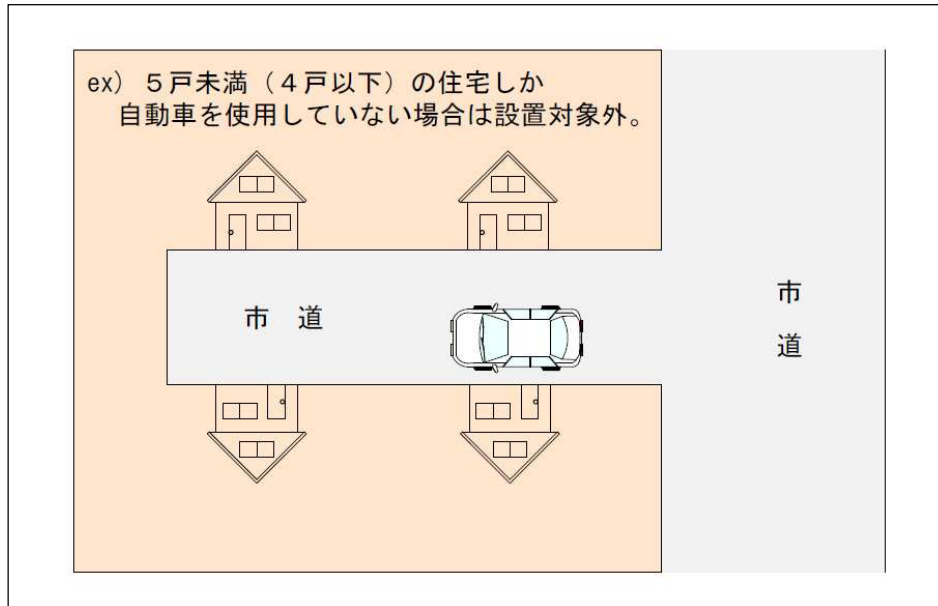
③ 外側へカーブしており、見通しが確保されている交差点の場合



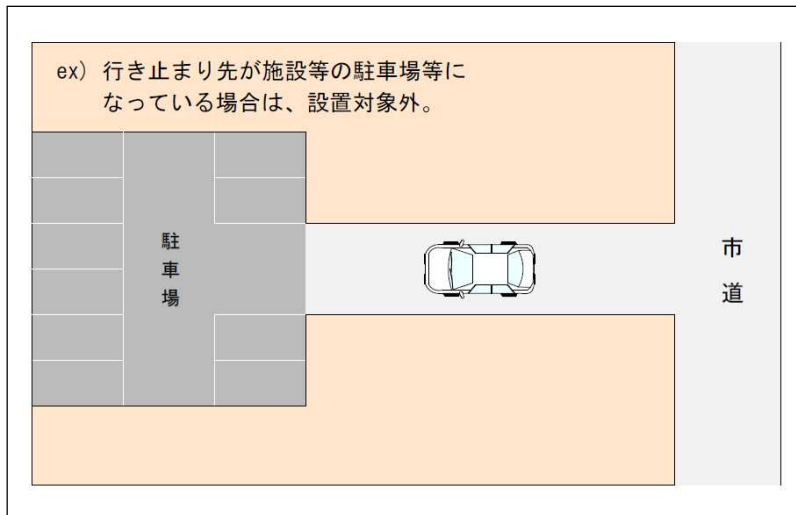
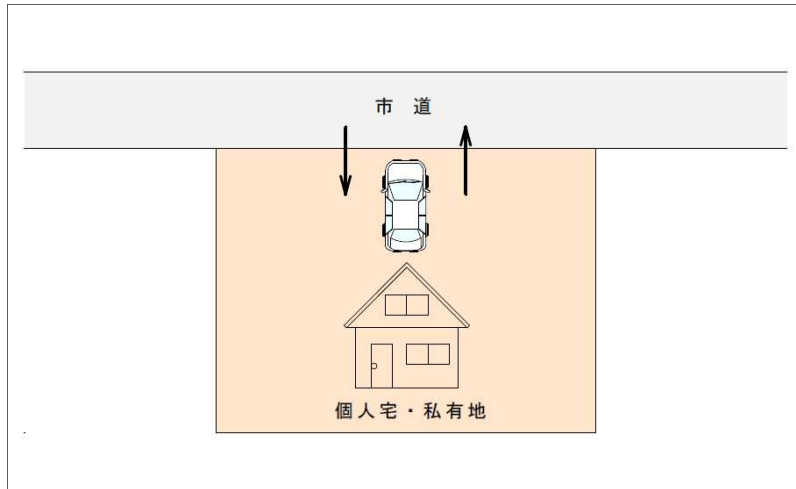
- ④ 歩道があり、一時停止や徐行をして歩道部分へ進むことにより
見通しが確保できる場合【道路交通法第17条】※2



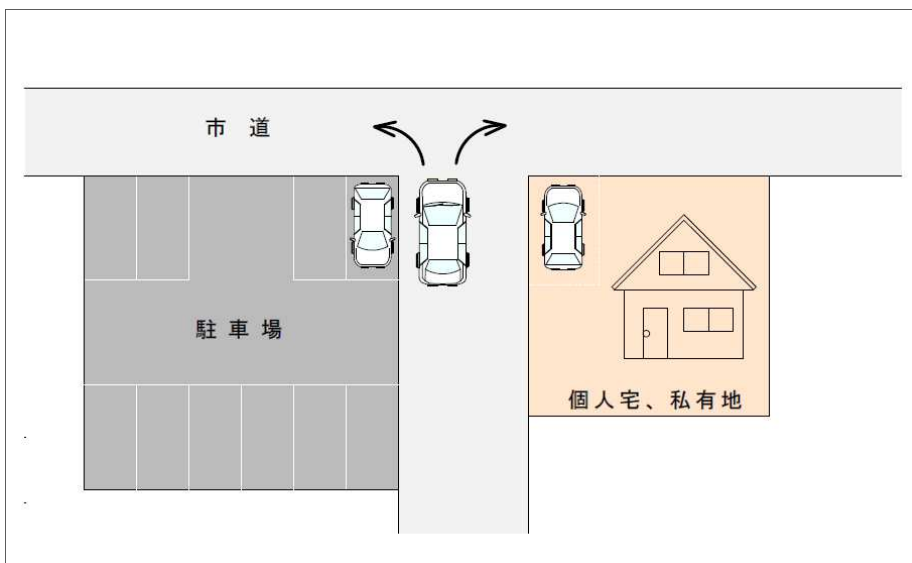
- ⑤ 公共性が低く公衆用道路として担保できない行き止まり道路で、
以下のように道路反射鏡利用者が少数の場合



- ⑥ 道路反射鏡位置が個人宅や事業所、施設等の駐車場の出入り口前
 (公共性の観点から利用者や受益者が限定されるため、設置できません。)



- ⑦ 駐車場にある自動車等の可動物が原因で見通しが悪い場合
 (見通しの悪い時間が一時的なため、設置できません。)



- ⑧ 道路反射鏡の設置可能な箇所が物理的に確保できない場合
設置により、道路の有効幅員が狭くなり、道路反射鏡への接触事故が生じる恐れがある狭小道路等には設置できません。
- ⑨ 道路反射鏡の設置箇所について地権者または近隣住民から理解を得られない場合
設置検討箇所が、民家敷地内または民家入口前になる場合、その該当する地権者または近隣住民から設置について理解を得られない場合は、設置できません。
- ⑩ その他、道路反射鏡の設置が適切でないと判断される場合
民間事業者の開発行為等で、事業者の判断により、前記「3.（2）設置できないと判断する場合」に該当する場合でも、道路反射鏡を設置しているケースがありますが、同条件の場所で要望があっても、市では設置しません。

※1 **道路交通法第42条**…

『車両等は、道路標識等により徐行すべきことが指定されている道路の部分を通行する場合及び次に掲げるその他の場合においては、徐行しなければならない。

- 一 左右の見通しがきかない交差点に入ろうとし、又は交差点内で左右の見とおしがきかない部分を通行しようとするとき（当該交差点において交通整理が行われている場合及び優先道路を通行している場合を除く。）。』

（罰則 第百十九条第一項第五号、同条第三項）

※2 **道路交通法第17条**…

『車両は、歩道又は路側帯（以下この条において「歩道等」という。）と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第四十七条第三項若しくは第四十八条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りではない。

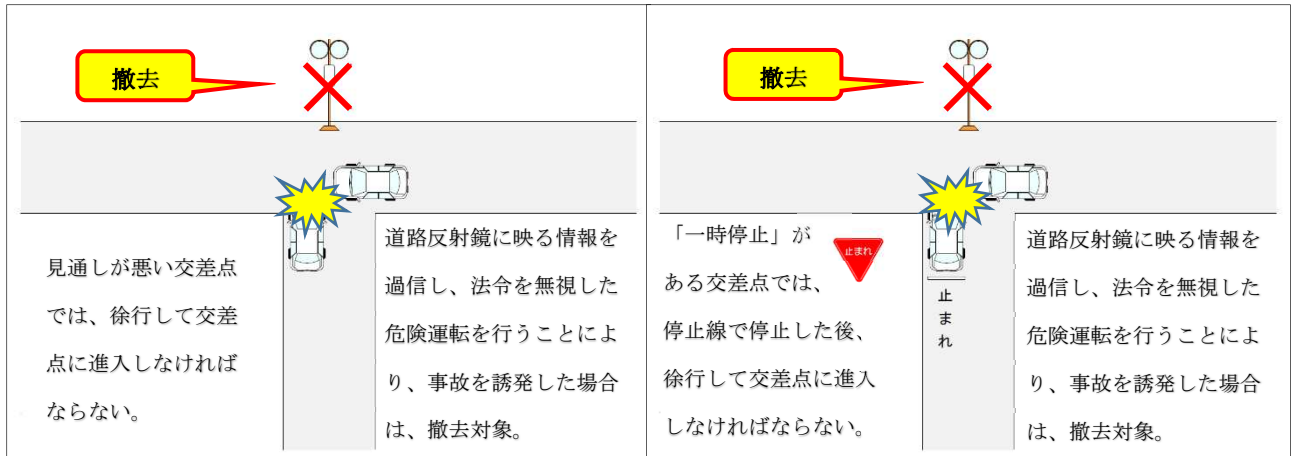
- 2 前項ただし書の場合において、車両は、歩道等に入る直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。』

（罰則 第百十九条第一項第六号）

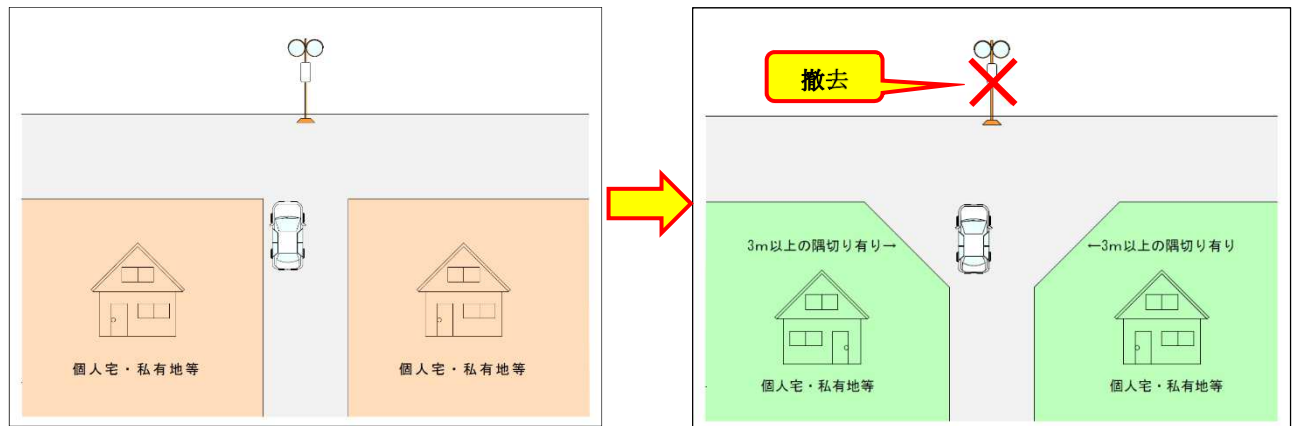
5. 道路反射鏡の撤去について

既存の道路反射鏡については、下記の理由等により撤去する場合があります。

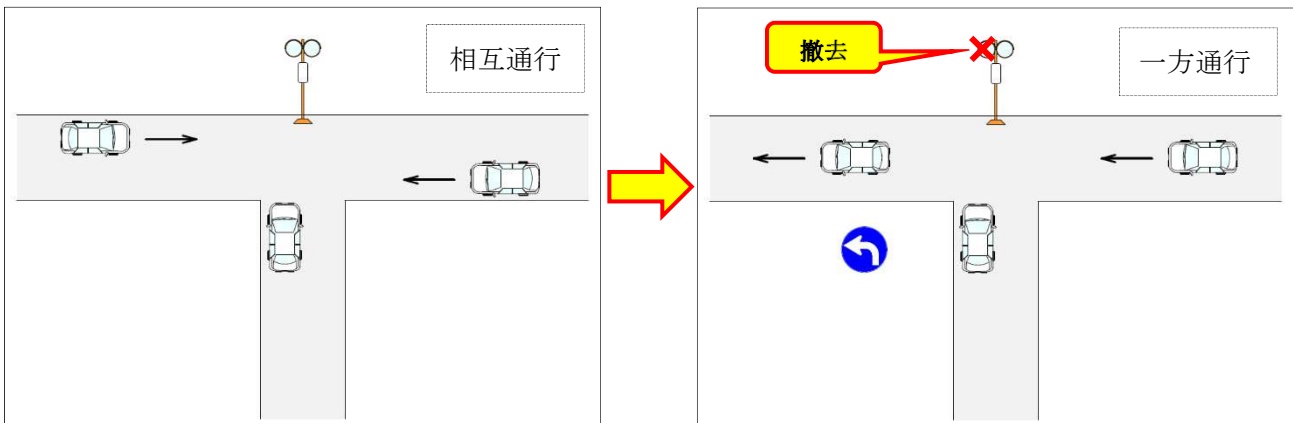
- (1) 私有地に無償使用で設置されている道路反射鏡が、地権者の都合により継続して設置することが困難となった場合
- (2) 既に道路反射鏡が設置されている交差点で、道路反射鏡に映る情報を過信して、徐行義務や一時停止といった法令等を怠り、危険運転をしたことが原因で、事故が誘発された場合



- (3) 土地の利用形態が変わったことにより、直接目視での安全確認が可能となった場合



- (4) 交通規制変更により一方通行化され、道路反射鏡の必要性が無くなった場合



6. 道路反射鏡の設置後について

設置した道路反射鏡が、車両接触等の原因で視認性が悪くなっている場合は、道路課施設係へご連絡下さい。角度調整等の対応を行い、改善致します。

車両の接触等により傷ついたり、破損した道路反射鏡の中で、角度調整等により必要な視認性を確保できると判断した場合は、継続して使用します。ただし、接触等による破損が多発した場合、道路の通行または利用上において安全な箇所に設置出来ていないと判断し撤去を検討します。

土地利用の変化により、既存位置での道路反射鏡が支障となった場合は、可能な範囲（最大2m程度）での移設を検討致しますが、移設により車の運転に必要な視距が確保できないと判断した場合は、撤去を検討します。

7. 私有地内の形状変更に伴う、公道上に設置された道路反射鏡の移設等について

自己都合による私有地内の形状変更（例：家・事業所の出入り口等の変更）に伴い、公道上に設置された道路反射鏡の移設又は撤去のご要望の場合は、自費工事での対応となることがあります。

ただし、道路反射鏡の支柱自体が民地内に設置されており、それを自己都合で公道上に移設・撤去を希望する場合は、公費で対応します。

（施工期日）

この設置基準は、令和5年11月1日から施行する。